

コンテンツツーリズム学会会則

(名称)

第 1 条 本会は、コンテンツツーリズム学会(The Academy of Contents Tourism: 略称「ACT」)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、コンテンツを活用し観光振興および地域活性化の研究と実践のため以下の活動を行う。

- ①コンテンツツーリズム推進のための実践活動
- ②コンテンツツーリズムに関する学際的研究
- ③コンテンツツーリズムに関する政策提言と地域貢献
- ④コンテンツを活用し地域活性化に取り組む地域間の協力体制の構築

(事業)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①年次大会およびその他の学術的会合の開催
- ②機関誌、情報誌、および学術図書等の刊行
- ③地域調査・研究、地域連携、政策提言の実施、およびその成果の公表
- ④講演会、研修セミナーの開催
- ⑤国内外の研究ネットワークの形成
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業および活動

(会員の種類)

第 4 条 本会の会員は次の 4 種とする。

- ①個人会員 本会の趣旨に賛同する者
- ②学生会員 本会の趣旨に賛同する学生・留学生
- ③団体会員 本会の趣旨に賛同する法人・団体
- ④特別賛助会員 本会の趣旨に賛同し特別な支援をする法人・団体

(会員の入会)

第 5 条 本会の入会を希望するものは、所定の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務)

第6条 本会の会員は会則および議決を遵守しなければならない。

2 会員は所定の会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員で退会しようとする者は理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員は理事会の議を経て会長がこれを除名することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 2名以内 |
| ③常務理事 | 3名以内 |
| ④理事 | 20名以内 |
| ⑤事務局長 | 1名 |
| ⑥監事 | 2名 |

(役員を選任)

第10条 役員を選任は次の通りとする。

- ①会長および副会長は、理事の中で互選する。
- ②監事は理事を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

- ①会長は本会を代表し会務を総括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する。
- ③理事は会長および副会長を補佐し、日常の会務に従事する。同時にまた、理事会および総会の決議した事項を処理し執行する。
- ④監事は本会の事業および会計について監査し、その結果を理事会および総会に報告する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし、その再任を妨げない。

(顧問)

第 13 条 本会に貢献実績のあるものとし、理事会の承認により顧問を置くことができる。

(議決機関)

第 14 条 本会の議決機関として総会および理事会を置く。

- ①総会は会員をもって構成し、本会の最高議決機関としてその事業および運営に関する重要事項を審議決定する。
- ②理事会は本会の最高執行機関として本会の事業と運営の責任を負う。

(総会)

第 15 条 通常総会は毎年 1 回、会長が召集し、次の事項を処理する。

- ①事業報告および収支決算
- ②事業計画および収支予算
- ③役員選任
- ④その他理事会あるいは総会において必要と認められた事項

(理事会)

第 16 条 理事会は毎年 2 回以上、会長が召集し、次の事項を処理する。

- ①理事会は理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、理事会を開き議決とすることができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- ②理事会の議長は会長があたり、会長に事故がある場合は副会長があたる。
- ③理事会は出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(資産)

第 17 条 本会の資産は次のとおりとする。

- ①会費
- ②事業に伴う収入
- ③寄付金
- ④寄付された物品
- ⑤その他の収入

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、原則として毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(所在および事務局)

第 19 条 本会の所在および事務局は次のとおりとする。

法政大学大学院政策創造研究科増淵研究室内
コンテンツツーリズム学会

(解散)

第 20 条 本会の解散を、理事会の提案により、総会の出席者の 3 分の 2 以上で決議できる。

附則

本会則は 2019 年 6 月 2 日より施行する。